

Series
Vol.48

生活トラブルのはなし トラブル解決をうたう探偵業者にご注意

by 商工観光課 消費生活センター ☎ 0986-76-8823

曾於市消費生活弁護士相談会のお知らせ

市では、9月12日（水）午前10時～正午に本庁1階会議室にて消費生活弁護士相談会を開催します。相談時間は1人30分です。相談は無料ですが、事前の申し込みが必要です。なお、定員になり次第締め切ります。

以前ワンクリック請求のトラブルに遭ったアダルトサイト業者から、「自宅まで取り立てに行く」等と脅しのような電話がかかってきた。怖くなったので、インターネットで「消費者センター」を探して電話したところ「解決には5～7万円かかる」と言われた。お金がかかるのはおかしいと思い「本当に消費者センターか」と尋ねると、それには答えなかった。あやしいと思い途中で電話を切ったが、名前と電話番号を伝えてしまっている。大丈夫か。

（50歳代 男性）

○アダルトサイトのワンクリック請求等のトラブルを解決しようと、インターネットで探した「返金・解決ができる」とうたう窓口相談に解決を依頼したところ、相手は探偵業者で、実際に問題は解決しないにも関わらず調査費用などの高額な料金を請求されたという相談が寄せられています。

○「消費者○○センター」など、自治体の消費生活センターと似た名称を名乗る探偵業者もあり、注意が必要です。

○ワンクリック請求や架空請求トラブルの解決にお金が必要となることはありません。

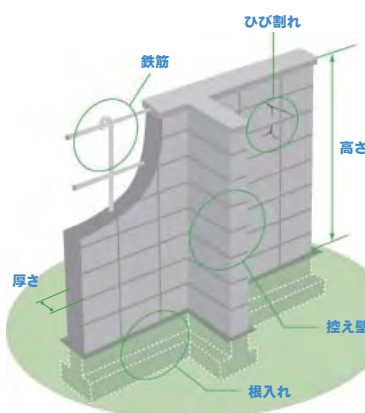
○少しでもおかしいと思ったら、相手と契約をする前に、早めに消費生活センターにご相談ください。

Notice
2018.8

ブロック塀等の点検をお願いします

by 本庁 建設課 ☎ 0986-76-8811

ブロック塀の点検のチェックポイント



出典：パンフレット「地震から家が守ろう」日本建築防災協会 2013.1より一部改

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 塀に鉄筋が入っているか
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも、80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の高さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

<専門家に相談しましょう>

6月に発生した大阪府北部を震源とする地震（震度6弱）で、ブロック塀や組積造の塀（以下、ブロック塀等）が倒壊し、死傷者が出るなど大きな被害が発生しました。建築基準法の規定を満たすブロック塀等は、大きな地震にも耐えることができますが、厳しい自然環境のもとで年数とともに老朽化し、ブロックのひび割れや欠け、鉄筋のさび、塀の傾き等が発生します。

ブロック塀等の維持管理は、所有者・管理者の責任で行わなければなりません。「ブロック塀の点検のチェックポイント」を用いて点検・診断し、危険性が確認された場合には、建築士や専門業者に相談し、付近通行者への速やかな注意表示と補修・撤去等の対応をお願いします。

ブロック塀：鉄筋で補強されたブロック造の塀
組積造の塀：れんが造、石造などの塀

Series
Vol. 4

防災のことを知る 自助って何？

by 総務課 消防防災係 ☎ 0986-76-8801



さくらちゃん

5月号で出てきた「自助・共助・公助」ってどういう意味なの？

自助は「自分（家族）の身は自分で守ること」、共助は「地域住民で協力して助け合うこと」、公助は「行政が支援を行うこと」だよ。



ゆずくん



それじゃあ、はじめに「自助」を詳しく教えて。

防災の基本は自助！
他人や行政に頼らず、自分自身や家族の命と財産を守るために、自分で、家族で防災に取り組むことだよ。



防災に取り組むって具体的にはどういうことなの？

地震対策では、テレビや家具は固定して、寝室にはタンスを置かない。食器棚の扉もストッパーを取り付けること。風水害対策では、崖崩れや冠水・浸水しやすい場所を前もって確認しておき、早めの自主避難を心がけようね。



わかった！まずは家の中や家の周りを確認してみるね。

大地震の際は、テレビは倒れるのではなく「飛んでくる」といいます。過去の大地震でも家具の下敷きになり多くの人が亡くなっています。まずは、自分（家族）を守ること。それができてはじめて、人を助け、地域を助けることができるのです。

Notice 2018.8

防災ラジオをお使いですか？

by 本庁 企画課 ☎ 0986-76-8802 大隅地域振興課 ☎ 099-482-5921 財部 地域振興課 ☎ 0986-72-0931

放送は、曾於市コミユニティFM放送局「Soo Go old FM」からお届けしています。
一斉起動放送（スイッチを切っていない状態で、台風などの発生時に災害対策の情報を随時放送します）



防災ラジオの「FMそお」が受信できない
電波が弱く受信できない場合は、戸別に受信アンテナ取付工事を無料で行いますので担当課までご連絡ください。

箱から出していますか
防災ラジオが箱に入ったままになっていませんか。電源を入れて聞こえる場所に置いて使用してください。

防災ラジオを受け取っていない
防災ラジオを受け取っていない世帯は、市役所企画課、各支所地域振興課で受け取ってください。

市では、市の情報や災害等の緊急情報を防災ラジオからお知らせしています。災害は忘れた頃にやってきます。防災ラジオの電源を入れて、災害防災情報に備えてください。

Notice
2018.8

木造住宅の耐震診断・改修工事補助金のご案内

by 本庁 建設課 ☎ 0986-76-8811

地震による木造住宅の倒壊等の被害を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、耐震診断および耐震改修工事の費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

募集棟数

▽耐震診断 3棟

▽耐震改修工事 3棟

受付期間

耐震診断・平成30年4月から先着順

※すでに耐震診断を終えている場合は対象外となります。

耐震改修工事・平成30年4月から先着順

※すでに耐震改修を終えている場合は対象外となりますが、診断を受け未改修のときは対象となる場合があります。

補助金交付の要件

▽耐震診断および耐震改修工事を行う木造住宅の居住者または所有者であること。

▽市税等の滞納がないこと。

▽昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅、長屋および共同住宅で、2階建て以下かつ延べ面積500平方メートル以下のもの。

診断補助金の額

交付対象経費の総額とし、1棟につき12万円を限度（ただし、千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）

改修補助金の額

交付対象経費の10分の9とし、1棟につき30万円を限度（ただし、千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）

Notice
2018.8

がけ地近接等危険住宅移転事業について

by 本庁 建設課 ☎ 0986-76-8811

がけ地近接等危険住宅移転事業とは？

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険をおよぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進するため、国と地方公共団体が危険住宅の除却等に要する経費と新たに建設する住宅（購入も含む）に要する経費について、移転者に補助金を交付する制度です。

対象

がけ地の崩壊等による危険が著しいため、地方公共団体が建築基準法の規定に基づき条例で制定した災害危険区域内、または建築を制限している区域内にある住宅です。

※この条例は昭和46年9月1日に施行されたものです。この施行に伴い、既存不適格となった昭和46年8月31日以前に建築された住宅が、原則として対象となります。

※がけの高さが2メートル以上の場合が対象です。

※県が指定した土砂災害特別警戒区域にある危険住宅が対象となります。

補助の内容

▽除却等費危険住宅の撤去費および移転等に要する費用

▽建物助成費危険住宅に代わる住宅の建設（購入も含む）

▽土地取得

▽敷地造成

①除却等費 80万2千円

②建物助成費

・建設 457万円

・土地取得 206万円

・敷地造成 59万7千円

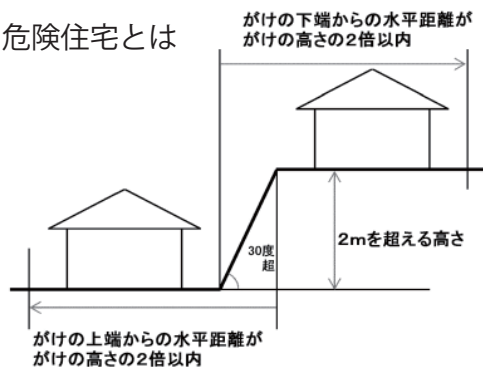
※建物助成費は、金融機関

から融資を受けた場合の借

入れ金の利子相当額（利率

は8.5%を限度）になります。

危険住宅とは



Notice 2018.8

合同金婚式・ひとり金婚式の参加申込みについて

by 財部 福祉課 ☎ 0986-72-0936 本庁 介護福祉課 ☎ 0986-76-8807 大隅 保健福祉課 ☎ 099-482-5925

市では、結婚50周年を迎えられた方々を対象に、合同金婚式・ひとり金婚式を開催します。

開催日

▽平成30年10月26日（金）

時間

▽午前10時から

場所

▽末吉総合センター

対象者

▽昭和43年に結婚され、今年50年を迎えられた夫婦または配偶者に先立たれた方

▽昭和42年以前に結婚され、金婚式に参加されていない夫婦または配偶者に先立たれた方

申込方法

▽参加をご希望の方は、本庁・各支所福祉係へ直接お申込みください。

※大隅、財部にお住まいの方で会場までの送迎をご希望の方は、送迎バスも運行予定です。事前にご予約ください。

※式では、祝詞や記念品等の贈呈があり、式典終了後にはアトラクションも企画しています。ご家族、親戚などの出席は自由にできますので、たくさんの方々のご来場をお待ちしています。



Notice 2018.8

クリーンセンターからのお知らせ

by 本庁 市民課 ☎ 0986-76-8805 大隅 地域振興課 ☎ 099-482-5923 財部 地域振興課 ☎ 0986-72-0934

8月のクリーンセンター業務について

▽8月15日（水）は休業します。ごみの搬入はできませんのでご注意ください。

▽8月19日（日）は第3日曜日のため、ごみの搬入ができません。

クリーンセンターの休業日

▽祝日、日曜日（第3日曜日を除く）

▽1月1日～1月3日、8月15日、12月31日

お願い

ごみは決められたとおりに分別して、市指定袋に入れてください。なお、クリーンセンター内では係員の指示に従ってください。

最近、資源ごみ（容器包装プラスチック）の分別が徹底されていないようです。再度、分別内容の確認をお願いします。

※市外からのごみ搬入を防ぐため、抜き打ちで免許証の確認を行っています。市民の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご協力お願いいたします。

【8月10日～16日までの業務日程】

日	曜日	業務
10	金	通常業務
11	土	休業
12	日	
13	月	通常業務
14	火	
15	水	休業
16	木	通常業務

Notice
2018.8

道路の危険箇所がありましたらお知らせください

by 本庁 建設課 ☎ 0986-76-8811 大隅 建設水道課 ☎ 099-482-5953 財部 建設水道課 ☎ 0986-72-0941



道路の穴ぼこ



側溝の土砂堆積



カーブミラーの破損



路面の土砂堆積



倒木



路肩の決壊

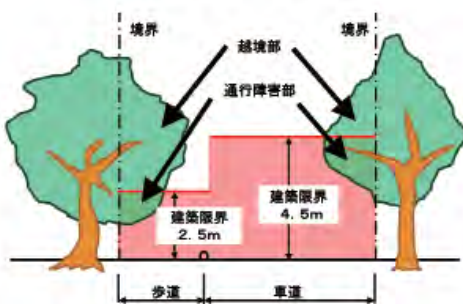
市では、日頃から市道等の良好な状態を保つためにパトロールを行っています。破損箇所（路面の穴ぼこ、側溝の土砂堆積、カーブミラーの破損等）の早期の発見と修繕に努めています。交通量の増加や車両の大型化に伴い、道路の破損箇所が増えています。

よりよい道路環境を維持し、迅速な対応により道路事故を未然に防止するためには、皆さんからの情報が欠かせません。道路の破損等を発見された場合は本庁建設課および各支所建設水道課までご連絡ください。

Notice
2018.8

道路に張り出している木等はありませんか？

by 本庁 建設課 ☎ 0986-76-8811 大隅 建設水道課 ☎ 099-482-5953 財部 建設水道課 ☎ 0986-72-0941



【支障となる範囲】

道路を安全に通行するため、一定の幅、一定の高さの範囲内に通行の障害となるものを設けてはならない区域として建築限界が定められていますので、建築限界に張り出した木や竹等の伐採にご協力をお願いします。



道路に張り出している樹木

道路に張り出した木や竹は、道路を狭くし自動車や歩行者の通行の妨げになります。台風や大雨時には、木や竹が倒れて通行止めになったり、カーブミラーや標識を覆い隠して交通事故の原因にもなります。

私有地から張り出している樹木は、その土地の所有者に所有権があり、市では剪定・伐採はできません。

また、民地から道路上へ張り出した樹木が原因で事故が発生し、自動車や歩行者等に損害が発生した場合、その所有者に管理責任が問われることもあります。

安全かつ安心して利用できる道路にするために定期的な剪定・伐採を行ってください。

注意事項

▽緊急な場合は、道路管理者（市）が通行の支障となる樹木等を所有者の了解を得ることなく伐採し、撤去することもありますのでご理解ください。

▽伐採の際に電線や電話線が支障する場合は、危険が伴うので事前に九州電力やNTTに相談してください。

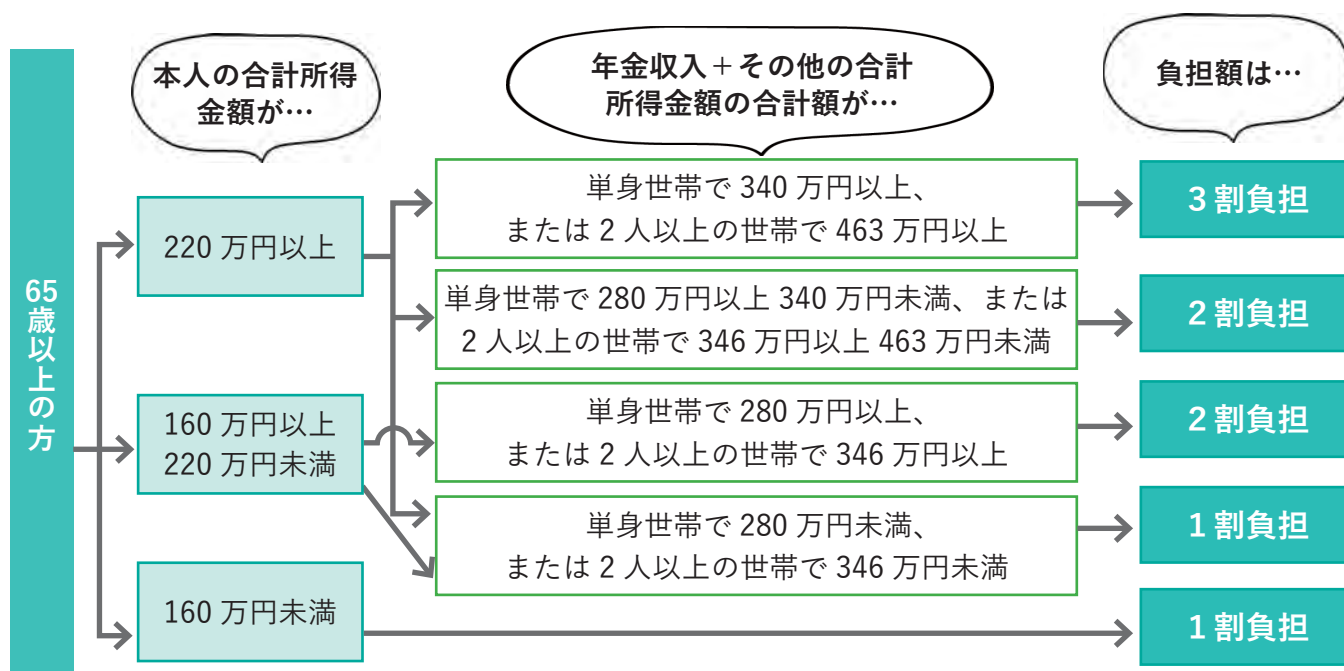
▽作業は歩行者や通行車両等の安全確保と、樹木やはしご等からの転落には十分注意してください。

Notice
2018.8

介護サービス利用者の負担割合が変わります

by 本庁 介護福祉課 ☎ 0986-76-8807

介護サービス利用者負担割合について、これまでは1割または一定以上の所得のある方は2割としていましたが、平成30年8月から65歳以上の現役並みの所得がある方は負担割合が3割になりました。負担について判定の流れは下記をご確認ください。詳細は介護福祉課までお問合せください。



広告

JAそお鹿児島 住宅ローンキャンペーン

固定変動金利選択型 当初10年固定金利

期間 平成30年6月1日(金)～
平成30年12月28日(金)まで！

適用金利

年1.10%

(保証料別途)

最大0.22%軽減

最軽減後金利

年0.88%

(保証料別途)

金利軽減対象項目

《金利軽減項目①》※いずれか一つが該当すれば0.20%金利軽減

・給与振込(毎月振込5万円以上) or 農畜産物販売代金年間振込額50万円以上 or JA火災共済新規加入

《金利軽減項目②》

・改正省エネルギー基準に該当する住宅の場合0.02%金利軽減

※お使いみちが、住宅新築・土地付新築住宅購入・土地付中古住宅購入・他金融機関からのお借換の方が対象となります。

【ご注意事項】

●お申込みに際しては、当JA所定の審査をさせて頂き、審査結果によりご融資をお断りさせていただく場合がございますのでご了承ください。



お問合わせ先

そお鹿児島農業協同組合

(本所) TEL099-482-6807 (大隅支店) TEL099-482-6813
(財部支店) TEL0986-72-3114 (末吉支店) TEL0986-76-7703